二十八　関税率表第八五・四四項（第八五四四・一九号、第八五四四・二〇号及び第八五四四・四二号を除く。）に該当するもの
二十九　関税率表第八五四五・二〇号に該当するもの
三十　関税率表第八五・四七項に該当するもの
三十一　関税率表第八五・四八項に該当するもの
三十二　関税率表第八五・四九項に該当するもの

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二チに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六・〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するものとする。

第九十七条　輸出令別表第二の三第二号の二リに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八七〇三・一〇号に該当するもの
二　関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四・二二号、第八七〇四・二三号及び第八七〇四・三二号に該当するもの
三　関税率表第八七・〇五項（第八七〇五・二〇号及び第八七〇五・三〇号を除く。）に該当するもの
四　［略］
五　関税率表第八七一六・二〇号、第八七一六・三九号及び第八七一六・九〇号に該当するもの

第九十八条　輸出令別表第二の三第二号の二ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八八・〇一項及び第八八・〇七項（第八八・〇一項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二　関税率表第八八・〇二項及び第八八・〇七項（第八八・〇二項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの
三　関税率表第八八・〇四項に該当するもの
四　関税率表第八八・〇五項に該当するもの
五　関税率表第八八・〇六項及び第八八・〇七項（第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの

第九十九条　輸出令別表第二の三第二号の二ルに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第九〇〇一・一〇号に該当するもの
二　関税率表第九〇〇二・一一号及び第九〇〇二・一九号に該当するもの
三　関税率表第九〇・〇五項に該当するもの
四　関税率表第九〇〇六・三〇号に該当するもの
五　関税率表第九〇〇七・一〇号に該当するもの
六　［略］
七　関税率表第九〇一三・一〇号に該当するもの
八　関税率表第九〇・一四項に該当するもの
九　関税率表第九〇・一五項（第九〇一五・三〇号を除く。）に該当するもの
［新設］

［新設］
十五　関税率表第八五四七・九〇号に該当するもの
［新設］
［新設］

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二ヘに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六・〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するものとする。

第九十五条　輸出令別表第二の三第二号の二トに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［新設］
一　関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四・二二号及び第八七〇四・三二号に該当するもの
二　関税率表第八七〇五・九〇号に該当するもの
三　［略］
四　関税率表第八七一六・二〇号及び第八七一六・三九号に該当するもの
［新設］

第九十六条　輸出令別表第二の三第二号の二チに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
一　［略］
［新設］
［新設］
二　関税率表第九〇一五・四〇号、第九〇一五・八〇号及び第九〇一五・九〇号に該当するもの